

「尼崎パーキング設計コンペティション」 応募要項

A、一般事項

1、趣旨

阪神高速道路株式会社（以下、「当社」という）では、高速道路の保安全管理、ネットワーク整備や防災・減災対策等、企業理念で掲げる「先進の道路サービスへ」「阪神高速は、安全・安心・快適なネットワークを通じてお客様の満足を実現し、関西のくらしや経済の発展に貢献します。」を具現化する様々なことに取り組んでいるところです。

昨年民営化10周年を迎えた当社では平成28年度 阪神高速グループスローガンを「新たなステージへ、前進！～グループの総力を挙げて安全・安心・快適～」としており、パーキングは、お客さまと直接接する場所であり、お子様連れや高齢の方など様々なお客さまが安全・安心・快適にご利用頂ける環境を創出することで、憩いの空間の向上を目指しています。尼崎パーキング改修計画では、お客さまへの様々な配慮が盛り込まれると共に周辺環境に充分配慮した、パーキングとしてお客さまや地域の皆さまに将来にわたり愛される施設整備を目指しています。

この尼崎パーキングの改修にあたり上記目的に沿った、デザイン等について提案を求めるものです。

2、設計コンペティションの概要

(1) 主催者 阪神高速道路株式会社

(2) 事業主 阪神高速道路株式会社

(3) 運営事務局 公益社団法人日本建築家協会近畿支部

(4) コンペティションの形式と審査方法

2段階選定方式とします。

1次審査では匿名応募図書を審査し、入選案を5点程度選定します。

2次審査では顕名でプレゼンテーションを行い、案の内容と実現性を確認します。

2次審査では最優秀賞を1点、入賞を2点程度選定します。

3、スケジュール

応募要項の配布（応募登録期間）	平成28年 6月29日（水）～ 8月26日（金）
質疑提出期限	平成28年 7月15日（金）
質疑回答公開	平成28年 8月10日（水）
応募登録締切	平成28年 8月26日（金）
応募作品の提出期限	平成28年10月17日（月）
1次審査結果発表	平成28年11月 中頃
2次審査	平成28年12月 初頃
2次審査結果発表	平成28年12月 末頃

4、審査委員会

審査委員長	芦原太郎（日本建築家協会 前会長）
審査委員	江副敏史（㈱日建設計）
	木村博昭（京都工芸繊維大学大学院教授）
	川崎雅史（京都大学大学院教授）
	氏原秀和（阪神高速道路株式会社）

5、応募資格 他

応募者（個人又は複数人での応募の場合は代表者）は、一級建築士の資格取得者かつ一級建築士取得後の実務経験が5年以上あること。

応募者（個人又は複数人での応募の場合は全員）は、当社暴力団等排除措置規則別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

6、応募・提出先

公益社団法人日本建築家協会近畿支部（運営事務局）
e-mail jia@bc.wakwak.com

本コンペティションについては、公益社団法人日本建築家協会近畿支部(以下、「JIA」という)に、運営の一部を委託しています。

7、配布資料など

JIA 近畿支部ホームページ
<http://www.jia.or.jp/kinki/>

上記は本コンペティションの、応募要項、配布資料などのダウンロード及び本コンペティションに関連する質疑応答、審査結果などの情報を掲載します。

B、応募登録方法

平成28年8月26日（金）までに、応募登録申込書（様式1）に記載の上、運営事務局まで電子メールで応募登録を行ってください。複数人での応募の場合は、代表者を定め応募登録を行ってください。

確認後、運営事務局より登録番号を電子メールで交付します。この登録番号は応募に当たって必要となりますので、各自記録し保存して下さい。尚、電子メールはパソコンメールのみで受け付けます。

C、応募図書及び提出

応募図書等の形式

応募図書は、A.提案図書 と B.主旨説明書の構成とし、

A 提案図書は、A2サイズの用紙1枚片面横使いにまとめ、ハレパネ（のり付きスチレンボード）厚さ5mmに貼付けて（アルミフレーム等は不要）提出して下さい。併せてA.提案図書とB.主旨説明書をPDF形式のファイルで納めたCD-Rを提出して下さい。

提案図書右上の角、2cm×6cmの範囲内に登録番号を記入してください。

B 提案主旨説明書は、指定のA4サイズの用紙2枚（様式2）を縦使いし、設計思想や特徴など、設計者が特に強調したい点、独自に工夫した点等について、2000文字以内で簡素かつ読みやすく記載下さい。文字以外で説明を補完する図などは適宜挿入可とします。

応募図書等には、氏名、事務所名、ロゴ等、応募者個人を特定するものを記入することはできません。

提案図書記載内容

下記内容を含め、提案内容を明快かつ具体的に表現する図面、パース、CG、模型写真など適宜盛り込んで提案図書にまとめて下さい。図面縮尺は次のとおりとします。

- 敷地全体配置図 縮尺： 1/1,000
- 各階平面図 縮尺： 1/200
- 立面図（主要面2面） 縮尺： 1/200
- 断面図（1面以上） 縮尺： 1/200

5. 主要部の仕上表（内外とも）
6. 面積表（建築面積、延べ床面積）

提出方法

郵送または宅配便（配達証明付）による送付か、運営事務局へ直接持参してください。

提出期限

平成28年10月17日（月）17:00までに運営事務局に必着のこと

質疑応答

質疑がある場合は、平成28年7月15日（金）17:00を期限として、質問書（様式3：word形式）に記載の上、運営事務局まで電子メールで送信してください（電話での質疑は一切受け付けません）。

回答は平成28年8月10日（水）までに、全質疑に対する内容をJIA近畿支部ホームページに掲載します。なお、回答に対しての異議申し立ては受け付けません。

D、1次審査

1、審査方法

審査委員が、提出作品をもとに審査し2次審査に進む入選案を5点程度（予定）選定します。

また、応募作品評価において、審査委員の判断により、相応の賞を選定する場合があります。

なお審査は非公開で、審査委員は応募者の氏名、所属の他、応募者を特定する情報を持たないものとします。

2、1次審査結果の発表

審査結果はJIA近畿支部ホームページに平成28年11月中頃に掲載します。また選定された応募者（1次審査通過者）には運営事務局から個別に通知します。

E、2次審査

1、審査方法

入選案について顕名でプレゼンテーションを行い、審査委員との質疑応答等によって案の内容と実現性を確認し応募作品を総合的に評価したうえで、最優秀賞候補及び入賞候補作品として全3点程度選定し、設計監理業務の実施についての可能性を含めて評価して最優秀賞を1点、入賞を2点程度選定します。

（1）プレゼンテーション

- ・ 発表時間：20分以内、質疑応答：20分以内
- ・ プレゼンテーションの方法は任意とします。

（2）その他

- ・ 使用言語は日本語とする。
- ・ PCによるプレゼンテーションの場合は事前に動作環境などを運営事務局に確認のこと。
- ・ 2次審査に欠席の場合は棄権として取扱います。（代理人によるプレゼンテーション不可）

2、審査日時及び場所

- ・ 日時 平成28年12月初頃
 - ・ 場所 大阪府大阪府中央区 本町付近を予定
- 日時、場所については、1次審査通過者に個別に通知します。

3、2次審査結果の発表

審査結果は JIA 近畿支部ホームページに平成 28 年 1 2 月末頃に掲載します。また、2 次審査対象者には運営事務局から個別に通知します。

F、計画条件など

1、敷地条件

- (1) 住所 兵庫県尼崎市南城内地先
- (2) 面積 敷地面積約 7,130 m²
- (3) 地盤 高速道路上
- (4) 地域地区 都市計画区域内・市街地区域・道路区域内
防火地域の種別：準防火区域
用途地域：準工業地域 建ぺい率 60% / 容積率 200%
その他関係法令：建築基準法 43 条・第 44 条許可申請要す。
景観法第 16 条に基づく届出制度（所管行政庁との協議による）。
その他都市計画法並びに条例などによる届出。

2、尼崎パーキングエリアの施設整備の考え方

- (1) 様々なお客さまに、「先進の道路サービス」（「きれい・あんしん」「やすらぎ」「ぬくもり」）提供できる施設とする。
- (2) 周辺環境に十分配慮した緑豊かなパーキング施設。
- (3) 省エネルギー対策や維持管理及び今後の「お客さま」のニーズ変化への対応の容易性等を十分に考慮すること。
- (4) 災害時における、「お客さま」の二次避難所^{*1}としての使用を考慮すること。

3、施設条件

- (1) 対象施設
設計対象となる施設は、PA 建物及び屋外設備、駐車場（以下「外構施設」という。）とする。
なお、無人での管理を想定している。
- (2) 建築条件
原則、平屋建てとする。（一部複階（2 階）も可能）
なお、高速道路上に伝達出来る接地圧については、長期軸力 1.3 t / m²程度とする。
延床面積は合計 350 m²程度とする。
施設計画場所は高速道路上であり、高速道路からの振動や高速道路の構造ジョイントが横断方向に設けられており計画上是留意すること。
- (3) PA 建物に関する条件
トイレ
 - a 男子トイレ
便器：小 9 個 大 3 個 洗面：3 台
おおきめブース^{*2}及び清掃用メンテナンスブースを各々 1 ヶ所設置する。
 - b 女子トイレ
便器：大 9 個 洗面：5 台（パウダー台 5 台別途）
おおきめブース^{*2}及び清掃用メンテナンスブースを各々 1 ヶ所設置する。
 - c 多機能トイレ^{*3} 1～2 ヶ所

(異性介助を考慮して、男女共用の多機能トイレを1ヶ所以上設置する。)

無料休憩所(160㎡程度)

- a 自動販売機(5~6台)を設置し、軽食を取れるスペースを確保する。
- b 車いすやベビーカーのお客様を考慮する。
- c テーブル及び椅子設置する。
- d 情報コーナー
 - 1) 壁面などにモニター(W4m×H2m以上)の設置スペースを確保する。
- e 喫煙所(5~6㎡)
 - 屋外に設ける場合は屋根等の対策を実施すること。
- f 授乳室
 - 1) 授乳室として設置可能なスペースを確保すること。
(オムツ交換や乳児時に寝かせることのできる機能、給湯器の設置ができること。)

その他

- a 備品倉庫 5㎡程度 1室
- b 清掃員控室(2名利用) 5㎡程度 1室
- c 防災用食品等備蓄倉庫 30㎡程度 1室

(4) 外構施設に関する条件

設計対象敷地は、3号神戸線 尼崎パーキング(配置図)参考図(以下、「(配置図)という」)の範囲とし以下の施設を配置すること。

広場

- a PA建物に隣接して広場(150㎡以上)を設けること。
 - ・ 天候への対策を考慮すること。

駐車場

駐車場の位置及びPA敷地への車両の出入口は、(配置図)の位置を想定しており、駐車マス、駐車場内通路の提案は、これによるものとする。

なお、高速道路上に伝達出来る接地圧については、長期軸力1.3t/㎡程度とする。

- a 駐車マスは平面駐車により下記台数を前提としている。
 - 普通車(長さ5.0m×幅員2.5m)32台
 - 大型車(長さ13.0m×幅員3m)10台
 - 身体障害者用(長さ5.0m×幅員3.5m)2台(屋根付)
 - ・ 建物付近に配置するものとする。
- 自動二輪車用駐輪場(屋根付)適宜
大型車については、前進駐車・前進発進とすること。

- b 場内通路

PA建物への歩行者専用アプローチを設ける等歩行者の安全に配慮すること。

緑地等

配置図に示した敷地内に周辺環境に配慮した緑地を整備すること。

道路施設概要

- a 本敷地内には道路施設としてゴム製構造ジョイント((配置図)参照)が設置されており、本ジョイントの位置、仕様の変更は出来ない。
 - また、維持管理上、取替補修を行う場合がある。
- b 敷地南側は、高速道路との分離帯(H=1.0m)が設置される。(提案対象外)
 - また、敷地北側は、高欄(H=1.0m)及び遮音壁(H=4.6m)が既設で設置されており、高欄及び遮音壁本体は提案対象外とする。なおPA施設側の仕上げについては、塗装等本体構造・機能に影響のない範囲での提案は可能とする。

植栽を設置する場合は、専用の支柱・架台等を設けること。

(5) 工事費(税込)

4.5億円を上限とする。(建物(営繕設備及び振動対策費用含)・外構(駐車場部照明を含む)部)。

なお、駐車場及び車路部舗装並びに対象の設計・工事監理費を除く。)

(6) その他

事業計画(予定)

1) 設計業務時期:平成29年 2月頃~7月頃

- *1 二次避難所:津波避難として、本線上に滞留することとなられたお客さま避難場所。
- *2 おおきめブース:一般トイレブース(洋式便器ブース)にベビーチェアを設置すると共に出入口扉及びスペースを拡大し、車いすや乳幼児連れのお客様でも利用できるように大型化したブース。
- *3 多機能トイレ:高齢者及び車いす利用者・けが人・オストメイトを含む障害者の様々なお客様が利用できるよう考慮した多機能トイレ。

G、その他

1、失格要件

応募者、応募登録または応募図書が次の条件の一つに該当する場合には失格とすることがある。

- (1) 応募要項に適合しないもの
- (2) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (3) 指定した様式および記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (4) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの
- (6) 第三者の著作権を侵害する提案
- (7) 他のコンペ等で発表済みのもの
- (8) 他のコンペ等と重複して同じ作品に応募した時
- (9) 2次審査のプレゼンテーション以外の場において、直接・間接を問わず審査委員に本件に関する内容で接触した時
- (10) 前各号に掲げるもののほか、審査委員会において不適切と認められるもの

2、応募作品の取り扱いについて

- ・ 応募作品の著作権は応募者に帰属しますが、応募作品の展示、複製作成、ホームページへの掲載など本コンペティションに運営及び広報に関するものでの使用の権利は当社が保有することとします。また応募作品は返却いたしません。
- ・ 応募作品を展示する場合は応募者の氏名を公開して行います。

3、経費負担について

応募に際して発生した制作費、送料、税金、保険などの費用及び2次審査会場への交通宿泊費等、本コンペティションに関する一切の費用は応募者の負担とします。

4、最優秀賞の取り扱いについて

- (1) 当社は、最優秀賞候補作品の応募者(個人又は複数人での応募の場合は代表者)と、受賞作品をベースにした設計監理業務の実施について協議を行います。ただし、最優秀賞受賞者としての決定にはこの協議が整うことを前提とします。
なお、最優秀賞受賞者として設計監理業務を行う場合の協議は、下記の設計監理業務受託者としての要件を満たしていることを前提とします。

設計監理業務受託者としての要件

- 1) 最優秀賞受賞者（個人又は複数人での応募の場合は代表者）が所属する建築士事務所が、本建物の設計監理業務委託契約の当事者となって契約を行うことが出来ること。
 - 2) 最優秀賞受賞者（個人又は複数人での応募の場合は代表者）が所属する建築士事務所は、設計監理業務の入札時において以下に掲げる資格を満たしていること。
 - 単体企業または、上記（1）の建築士事務所を含むJV（2者）とする。なお、JVの場合は、いずれの企業も対象とする。
 - （イ）阪神高速道路株式会社（以下、「当社」）契約規則（平成23年阪神高速規則第10号）第6条の規定に該当しない者であること。
 - （ロ）当社における平成25～28年度測量・建設コンサルタント等の一般競争（指名競争）参加資格の「建築等設計」の認定を受けていること。（認定は随時受け付け可）
 - （ハ）当社から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
 - （ニ）建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - 3) 当社暴力団等排除措置規則に基づく入札等除外措置を受けておらず、かつ、同規則別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。（単体企業及びJVのいずれの企業共）
 - 4) 管理技術者（1）、照査技術者（2）及び分担業務分野（3）のうち総合分野の主任担当技術者（4）は当該組織（単体企業またはJVいずれかの企業）に所属していること。また、それぞれは兼任していないこと。
 - 5) 管理技術者及び照査技術者は一級建築士とし、分担業務分野（3）の各主任技術者を兼任していないこと。また、総合分野の主任担当技術者は、他の分担業務分野（3）の主任担当技術者を兼任していないこと。
 - 6) 下記の業務実績を有すること
 - （イ）設計事務所（単体企業及びJVの2者共）として、平成17年度以降に、建築物新築設計（非木造かつ300㎡以上の実施設計）を2件以上完了した実績。
 - （ロ）管理技術者及び各主任担当技術者は、平成17年度以降に、建築物新築設計（非木造かつ300㎡以上の実施設計）に携わった実績。
 - 7) 管理技術者及び各主任技術者の手持業務については、携わっている設計監理業務（特定後未契約のものを含む、非木造かつ300㎡以上の設計監理業務）が、10件未満であること。
 - 8) 主たる分担業務分野（3）の内、総合分野を再委託しないこと。
 - 9) 業務の一部を再委託する場合には、協力事務所及び主任担当技術者についても、2）（イ）（ハ）、3）、6）（イ）（再委託された分担業務分野において）及び（ロ）の要件（再委託された分担業務分野において）を満たしていること。
 - 10) お客さまへの対応や維持管理等の観点から、設計監理業務において、一部変更を当社が求める場合に協議に応じることが出来ること。
- （2）当社は、コンペティションの結果を受けて建設に向けて、事業を進めてまいります。諸般の事情により建設が中止となる場合もあります。
 - （3）設計業務と工事監理業務については、分離業務とする場合があります。また工事監理業務については、当社との分割業務とする場合があります。
 - （4）設計監理業務の契約制限価格は、当社が、国土交通省 官庁施設の設計業務等積算基準により設定します。

5、現地説明会

現地説明会は実施しません。

6、その他

- ・ 1次審査及び2次審査結果について、異議申し立てはできません。
- ・ 応募者は応募時点で本要項の内容を受諾したものとみなします。

- ・ 本要項の事項に違反して応募した者は、受賞後であってもその受賞を取消す場合があります。
- ・ 受賞後の設計監理業務契約に関し、本要項に規定していない問題が発生した場合は、当社及び最優秀受賞者が協議するものとします。
- ・ 本コンペティションの審査委員会の審査委員およびその審査委員が関係する建築士事務所に所属する者は、本コンペティションに参加することはできません。
- ・ 本コンペティションの運営事務に係わる者（運営事務局メンバー）およびその者が関係する建築士事務所に所属する者は、本コンペティションに参加することはできません。

- 1 「管理技術者」とは、契約書類等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとして、受注者が定めた者を言う。
- 2 「照査技術者」とは、業務内容の技術上の照査を行う者をいう。
- 3 分担業務分野の分類は下記による。これ以外の分野を追加することは差支えない。
なお、下記の分担業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。

分担業務分野	業務内容
総合	平成 21 年国土交通省告示第 15 号における 別添一の 1 の一の口 成果図書における (1)
構造	同上 (2)
電気	同上 (3) ()
機械	同上 (3) () () ()

- 4 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

以上